

指 名 停 止 情 報

株式会社ユーテック 埼玉県さいたま市西区三橋 5-1834-1

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

令和 8 年 9 月 28 日 ～ 令和 8 年 10 月 27 日（1 か月）

2 指名停止の理由

株式会社ユーテックにおいて農林水産省関東農政局土地改良技術事務所発注の庁舎照明 LED 化工事の入札における入札価格の入力に際し、誤って本来の金額より 1 桁少ない金額で入札した結果、入札価格が調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となったが、当該入札価格では品質確保に必要な工事実施体制の確保が困難であるとして当該調査への協力を辞退したことが「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められるため。